

燕市手数料徴収条例の一部改正について

燕市手数料徴収条例（平成18年燕市条例第65号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 4 年 2 月 2 8 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市手数料徴収条例の一部を改正する条例

燕市手数料徴収条例(平成18年燕市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「450円」の次に「。ただし、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。)から個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものをいう。)を使用した交付(以下「証明書等自動交付サービス」という。)の場合にあっては、300円とする。」を加え、同項中第44号を第45号とし、第34号から第43号までを1号ずつ繰り下げ、第33号中「300円」の次に「。ただし、証明書等自動交付サービスの場合にあっては、200円とする。」を加え、同号を同項第34号とし、同項中第32号を第33号とし、第31号を第32号とし、同項第30号中「300円」の次に「。ただし、証明書等自動交付サービスの場合にあっては、200円とする。」を加え、同号を同項第31号とし、同項中第29号を第30号とし、第28号を第29号とし、同項第27号中「300円」の次に「。ただし、証明書等自動交付サービスの場合にあっては、200円とする。」を加え、同号を同項第28号とし、同項第26号を第27号とし、同項第25号中「300円」の次に「。ただし、証明書等自動交付サービスの場合にあっては、200円とする。」を加え、同号を同項第26号とし、同項中第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 租税公課に関する証明手数料 1件につき 300円。ただし、証明書等自動交付サービスの場合にあっては、200円とする。

第5条第4項中「同条第1項第38号から第43号」を「同条第1項第39号から第44号」に改める。

第5条の2第1項第1号中「第2条第1項第38号から第40号」を「第2条第1項第39号から第41号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第41号から第43号」を「第2条第1項第42号から第44号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。